

令和 9 年度岡山市高校生応援金(新高 1 用) 募集要項

保護者が岡山市にお住まいで、経済的理由により修学が困難な高校生等の皆さんに、成績審査を行わず、返還不要な応援金を学年次に1回給付しています。

高校1年次にかぎり、希望により高校入学前に申請し受け取ることができるようになりました。

高校入学前の受給を希望する場合は、この募集要項の内容を保護者の方と一緒に確認し、期限までに申請してください。

募集期間	令和9年2月5日(金)から 令和9年3月31日(水)まで
対象	2ページの資格要件を満たす人
募集人数	資格要件を満たす人全て
給付金額	60,000円(通信制は37,000円)
給付回数	学年ごとに1回※1
給付時期	申請後1カ月程度(予定)

※1 高校進学前に応援金を申請し受給した場合、高校1年生では申請いただけません。

- ・申請は毎年度必要です。
- ・県の教育給付金との併給も可能です。

岡山市こども福祉課

1 資格要件：次の全てに該当する人

基準日において（特に定めのない項についての基準日は令和9年2月1日です。）

- (1)保護者が岡山市内に居住している人 (P6 Q1、2参照)
- (2)令和9年度に高等学校等への入学を予定しており、学業を続けようとする意志のある人
(基準日は申請日) (P6 Q3参照)
- (3)高等学校等に入学する年度の4月1日において、18歳未満である人
- (4)経済的理由により修学困難である者であって、次のアまたはイのいずれかの世帯に属する人
(但し、基準日において、生活保護を受けている世帯に属する人、児童養護施設等で特別育成費が支弁されている人は対象となりません)。

ア 保護者全員の令和8年度の市区町村民税所得割額が0円の人 (P6 Q4、5参照)
※保護者がおらず、他の主たる生計者が扶養している場合は、当該主たる生計者の所得が対象となります。

イ【家計急変世帯】保護者のうちに申請年度に市区町村民税所得割額が課税されている者がいる世帯であって、家計急変により収入が減少し、令和9年度の保護者全員の所得割額が非課税となることが見込まれる世帯の人(基準日は申請日の属する月の1日)
(P7 Q6参照)

※イに該当する人とは、家計急変前の収入＋家計急変後の収入の金額が、下表の年収見込例にあてはまる人です(下表はあくまでも目安です。世帯の状況により異なりますので、詳しくは収入の分かるものをご持参いただき、岡山市こども福祉課にご相談ください)。

○市区町村民税所得割非課税の年収見込例(参考)

世帯構成	年収見込	世帯構成	年収見込
2人世帯	2,044,000 円未満	5人世帯	3,216,000 円未満
3人世帯	2,216,000 円未満	6人世帯	3,704,000 円未満
4人世帯	2,716,000 円未満	7人世帯	4,140,000 円未満

2 申請に必要な書類

必ず提出するもの	①	岡山市高校生応援金申請書(新高1用)(様式1-2号)	様式は岡山市ホームページ、学校等で入手してください。
	②	高等学校等の入学の許可を証する書類	合格通知書等
	③	世帯員全員の住民票の写し(続柄入りのもの。マイナンバー記載なしのもの。) ※窓口で取得するものを「住民票の写し」といいます。コピー不可。	・令和9年2月1日以降に発行されたもの ・申請者と同じ世帯に属する方全員が記載されたもの(申請者や保護者が単身赴任等で別居している場合は別居の方も必要です。) ※保護者が令和9年2月1日現在、岡山市に住民登録されていることが必要です。 ※家計急変による申請をする場合は、申請する月の1日以後に発行された住民票を提出してください。 例)2月20日に申請する場合は2月1日以後に発行の住民票
	④	保護者全員の令和8年度の「市(区町村)民税課税証明書」(コピー不可) ※証明に「課税資料なし」等の記載がある場合は各市税事務所で申告を行ってください。	保護者全員の課税証明書を提出してください。 父母がある場合は父母両方の課税証明書が必要です。 保護者のみの所得が審査対象です。ただし、保護者がおらず、その他の主たる生計者が申請者を扶養している場合は、当該その他の方の課税証明書が必要です。 ※課税証明書は令和8年1月1日時点で住民登録のあった自治体から入手してください。
	⑤	扶養状況等報告書(様式4号)	様式は岡山市ホームページ、学校等で入手してください。
	⑥	①で記入した振込口座の分かるものの写し	金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人の分かる通帳のページなどのコピー
家計急変による申請者のみ必要	⑦	家計急変申告書(様式3-2号)	様式は岡山市ホームページ、学校等で入手してください。
	⑧	家計急変を証明する書類	離職票、雇用保険受給資格証、解雇通告書、破産宣言通知書、廃業届出等、家計急変した事由を証明する書類を提出してください。
	⑨	家計急変前と後の収入を証明する書類	給与明細書(令和8年1月から令和8年12月分まで)、税理士又は公認会計士の作成した証明書類 等

※その他、審査のために表に記載のある書類以外の提出をお願いすることがあります。

※同じ世帯できょうだいが申請する場合は、2人目以降の③・④・⑤・⑧・⑨についてはコピーで差し支えありません。

※申請書類について、電話で問い合わせる場合があります。連絡がつく電話番号を①に必ず記載してください。

3 申請書類の提出期限及び提出先等

(1)提出先、提出方法

申請書類を全てそろえて、郵送、または持参で岡山市こども福祉課に提出してください。
※学校でとりまとめは行いません。

(2)提出期限 令和9年3月31日(水) 必着

※提出にあたっての注意

- ・郵送で提出する場合、封筒に必ず申請者の氏名・住所を記載してください。
(郵便料金の不足にご注意ください。)

4 審査及び結果通知

審査結果は、申請日から3週間程度で申請者全員に文書により通知します。

※審査結果情報は、在学校にも提供される場合があります。

なお、書類に不備がある場合は、修正や追加書類の提出を依頼する場合があります。その場合、一定期間経過しても修正や追加提出がない場合、不支給となることがあります。

5 給 付

申請日から1ヶ月程度で申請口座へ振込まれます。

※ただし、書類不備等により再提出や修正が必要な場合を除く。

【給付額】

学校種別	金 額
通信制以外	60,000円
通信制	37,000円

6 届出の義務

申請後及び給付決定後、下記の事項にあてはまる場合は、速やかに岡山市こども福祉課へ電話等でお知らせください。届出に必要な様式を郵送します。

- (1)申請者が応援金の給付を受ける前に死亡したとき
- (2)申請者が応援金の給付を辞退するとき
- (3)家計急変で申請したが申請後、給付前に家計急変事由が解消したとき

7 給付決定の取消

応援金の給付決定を受けた場合においても、下記の事項にあてはまる場合、応援金の給付決定の取り消しを行います。

- (1)偽りその他不正な手段により決定を受けたとき
- (2)申請者が応援金の給付を受ける前に死亡したとき
- (3)申請者が応援金の給付を辞退したとき

8 応援金の返還

給付が決定し、応援金が給付された後であっても、7(1)～(3)に該当した場合は、給付決定を取り消し、応援金全額の返還を求めます。申請書類に誤りや偽りが無いよう留意し、6に規定する届出の義務が発生した場合は遅滞なく、確実に届出を行ってください。



よくある質問と回答 1資格要件について

Q1	保護者とは誰のことをいうのでしょうか？
A1	保護者とは、応援金の申請を行う高校生等を現に監護・養育する父、母又は養父母です。保護者がいないときには未成年後見人（法人未成年後見人やこども総合相談所長等を除く）となります。
Q2	「基準日において岡山市に居住している」とは岡山市に住んでいればよいということですか？
A2	原則として、基準日までに岡山市に住民登録をする必要があります。基準日に保護者が岡山市内に居住し、住民票がある人が対象です。 ただし、以下のような「特別な事情」がある場合はご相談ください。 ○保護者が単身赴任や療養、親族の介護等の理由により、やむを得ず本来の世帯を離れて別居している場合 ○DV等のため、住民基本台帳事務による支援措置を受けている場合 ※「特別な事情」に当たる場合、そのことが分かる書類の提出をお願いすることがあります。
Q3	高等学校等とはどの範囲を指しますか？
A3	本応援金の対象としている高等学校等とは、「高等学校」、「中等教育学校後期課程」、「高等専門学校第1～3学年」、「専修学校高等課程（修業年限が3年以上）」です。なお、「特別支援学校」は対象外です。
Q4	保護者全員の課税証明書について
A4	「保護者」とは、A1に記載のとおりです。保護者が複数ある場合、いずれかが岡山市に住民登録していれば、対象になりますが、所得については、保護者全員が判定対象となります。単身赴任等で別居している父母についても課税証明書を提出してください。また、他の主たる生計者が申請者を扶養している場合は、当該主たる生計者の所得で判定します。親族でない未成年後見人の場合は、申請者である高校生の所得が判定対象となります。
Q5	「市区町村民税所得割額」はどのように確認できますか？
A5	市区町村民税が給与から引かれている人は、毎年6月頃に会社を通じて配布される「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」、それ以外で市区町村民税を納付している人は毎年6月頃に市から送付される「市民税・県民税税額・納税決定通知書」で確認できます。「源泉徴収票」では「市区町村民税額」の確認はできません。なお、市区町村民税の均等割が課税されていても、所得割が課税されていなければ対象となります。

Q6	家計急変に該当するのは、どのような場合ですか？
A6	災害、死亡、傷病、失業、離婚等により収入が減収し、保護者全員の当該年の年収が市区町村民税所得割非課税相当に減少した場合です。
Q7	他の奨学金制度を受給している場合、岡山市高校生応援金（前倒し）の申請は可能ですか？
A7	可能です。本応援金は、給付型・貸与型を問わず他の奨学金と併用することができますが、他の奨学金制度については、併用が可能かどうかは個別にご確認ください。



よくある質問と回答 2申請に必要な書類

Q8	応援金の振込口座について、誰の口座でもよいのですか？
A8	原則、申請者本人の口座です。口座開設できないなどのやむを得ない事情がある場合についてのみ、保護者の口座を記載してください。
Q9	その他の書類はどのようなものを求められることがありますか？
A9	例)・保護者が未成年後見人である場合は戸籍謄本の写し ・DVを受けて父母いずれかの書類の提出ができない場合、そのことを証明する書類等 ・保護者のうち、令和7年中に国外での収入があった人がいる場合、その人の給与明細や収入証明書等、その期間の収入が分かる書類も必要です。
Q10	募集要項・申請書様式はどこで入手できますか。郵送してもらえますか？
A10	募集要項・申請書は岡山市こども福祉課のホームページでダウンロードしていただくか、学校(市内)にお問い合わせください。

書類の提出先及び問い合わせ先

◆岡山市こども福祉課

住 所 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市役所 12階 こども福祉課
電 話 086-803-1221
受付期間 令和9年2月5日(金)～令和9年3月31日(水)
土・日曜日、祝日は除きます。
受付時間 午前8時30分～午後5時15分



申請書等様式のダウンロードは岡山市ホームページから行えます。
<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000084197.html>

【参考】よくあるまちがい～提出前に再度 ☒ チェックして確認ください。

○住民票

- ☐ 住民票は世帯全員のものである。
- ☐ 住民票は基準日（令和9年2月1日）以降に発行されたものである。
家計急変での申請の場合の住民票は、申請月の1日以降のものである

○課税証明書

- ☐ 保護者全員の課税証明書を添付している。
- ☐ 保護者全員の市区町村民税の所得割額は0円である。
- ☐ 課税証明書に「課税資料なし」の文言が入っていない（「課税資料なし」等の文言がある場合には、改めて申告をする必要がある場合があります）。

○申請書等

- ☐ 申請書に記入した口座の通帳コピーを添付している。
- ☐ 申請書の口座種別の普通か当座に○をしている。
- ☐ 申請書に日中連絡がつく電話番号を記入している。

○扶養状況等報告書

- ☐ 報告者は高校生等ではなく保護者となっている。
- ☐ 保護者は全員記載されている（世帯が別の人も記載）。家計急変の場合は2も記載されている。

○家計急変で申請される方（該当者のみ）

- ☐ 家計急変申告書の家計急変月、年収見込、家計急変発生事由を記入している。
- ☐ 1年間分（申請月の最新月まで）の給与明細等を添付している。